

文化・スポーツ振興推進協議会要綱

- 1 設 置 文化及びスポーツの振興に関して必要な調査研究を行い、もって市民の文化及びスポーツの振興に寄与するために、文化・スポーツ振興推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 事 業 協議会は、前項の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査研究を行い、協議する。
 - ① 文化振興に係る基本的事項及び調査研究に関すること。
 - ② スポーツ振興に係る基本的事項及び調査研究に関すること。
 - ③ 文化施設及びスポーツ施設の整備及び運営に関すること。
 - ④ 前3号に掲げるもののほか、文化及びスポーツの振興に関し必要な事項。
- 3 組 織 協議会は、委員21人で構成する。
- 4 委 員 委員は、市議会議員のうちから市長が委嘱する。
- 5 役 員
 - ① 協議会に会長1人、副会長若干人及び理事若干人を置く。
 - ② 会長、副会長及び理事は、委員の互選とする。
 - ③ 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - ④ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、職務を代理する。
 - ⑤ 会長、副会長及び理事をもって理事会を組織する。
 - ⑥ 理事会は、必要があるときに会長が招集する。
- 6 会 議
 - ① 協議会の会議は、会長が必要と認めるときにこれを招集する。
 - ② 会議の議長は、会長とする。
 - ③ 会長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 7 庶 務 協議会の庶務は、市民局において行う。
- 8 委 任 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月23日から施行する。